

平成25年度

雲仙市決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

雲仙市監査委員

26雲監第37号
平成26年8月20日

雲仙市長 金澤 秀三郎 様

雲仙市監査委員 山田 義雄
雲仙市監査委員 坂本 弘樹

平成25年度雲仙市決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成25年度雲仙市決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、その意見書を提出します。

平成25年度雲仙市財政健全化判断比率

及び資金不足比率審査意見

1. 審査の対象

平成25年度雲仙市一般会計歳入歳出決算

同 雲仙市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

同 雲仙市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

同 雲仙市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

同 雲仙市下水道事業特別会計歳入歳出決算

同 雲仙市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算

同 雲仙市温泉浴場事業特別会計歳入歳出決算

同 雲仙市水道事業会計決算

平成25年度財政の健全化判断比率等算定表

2. 審査の期間

平成26年7月15日から平成26年8月8日まで

3. 審査の方法

送付を受けた一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに水道事業会計決算書と財政の健全化判断比率等算定表及びその算定の基礎となる関係書類により計数等が適正に作成されているかどうかを財政課職員の説明を聴取し、審査を行った。

4. 審査を実施した監査委員

山 田 義 雄

坂 本 弘 樹

5. 審査の結果及び意見

(1) 健全化判断比率について

審査に付された、次表の健全化判断比率及びその算定の基礎となる関係書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

健全化判断比率

(単位：％)

区 分	平成25年度	平成24年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	－	－	12.58	20.00
②連結実質赤字比率	－	－	17.58	30.00
③実質公債費比率	8.9	11.1	25.0	35.0
④将来負担比率	－	－	350.0	

(備考) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率において赤字額がない場合、また、将来負担比率がマイナスの場合は「－」を記載。

① 実質赤字比率について

平成25年度の実質赤字比率の対象会計である一般会計決算の実質収支額は、1,080,426千円の黒字決算であるため、非表示(－)となっている。よって、本市においては、該当しないものである。

② 連結実質赤字比率について

平成25年度の連結実質赤字比率の対象会計は一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、国民宿舎事業特別会計、温泉浴場事業特別会計及び水道事業会計となっており、この会計の実質収支の総額は、2,399,406千円の黒字決算であるため、非表示(－)となっている。

よって、本市においては、該当しないものである。

③ 実質公債費比率について

この実質公債費比率は、本市の標準的な一般財源の規模(標準財政規模)に対する一般会計の公債費、特別会計等への公債費相当繰出金、一部事務組合等へ支払う公債費相当負担金、公債費に準ずる債務負担行為支出額の合算額の割合の3か年平均指標をいうものである。

平成25年度の比率は、8.9%で前年度11.1%と比較すると2.2ポイント減少しており、早期健全化基準の25.0%と比較すると16.1ポイント下回っている。

④ 将来負担比率について

この将来負担比率は、平成25年度末現在における地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、特別会計等の公債費相当繰出金見込額、一部事務組合等の負担等見込額及び退職手当負担見込額の総額から充当可能な財源等を差引いた金額を標準財政規模で除した割合をいうものである。

平成25年度の比率は、将来負担額40,510,193千円を充当可能財源等48,505,720千円が上回っているため、非表示（－）となっている。よって、本市においては該当しないものである。

(2) 資金不足比率について

審査に付された、次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる関係書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	平成25年度	平成24年度	経営健全化基準
水道事業会計	－	－	20.0
簡易水道事業特別会計	－	－	20.0
下水道事業特別会計	－	－	20.0
国民宿舎事業特別会計	－	－	20.0
温泉浴場事業特別会計	－	－	20.0

(備考) 資金不足比率において、資金不足額がない場合は「－」を記載。

- ① 平成25度の上記会計の収支決算における資金不足額はいずれもないため、非表示（－）となっている。よって、本市においては、該当しないものである。

6. 是正改善を要する事項

健全化判断比率及び資金不足比率においては、特に指摘すべき事項はない。